令和７年８月
防衛装備庁

# 意見公募要領

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第４４号）の一部の施行に伴い、装備移転の対象となる船舶として製造されるもの（装備移転船舶）に係る防衛大臣の検査の手続を規定すること等を内容とする自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）の改正を行います。つきましては、広く国民の皆様から意見等を募集いたします。

１　意見募集対象
自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案

２　意見募集期間
令和７年８月１５日（金）～同年９月１３日（土）

３　意見提出方法
（１）電子政府の総合窓口「ｅ－Ｇｏｖ」の「意見提出フォーム」により提出してください。
（２）郵送の場合
〒１６２－８８０１　東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）　宛
（３）電子メールの場合
電子メールアドレス：kansenseido@ext.atla.mod.go.jp
（電子メールの件名を「【パブコメ意見】自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案」としてください。また、必ずメール本文に御意見を御記入ください。）

※　郵送の場合は、意見書（別紙様式）に必要事項（住所、氏名、（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス））（任意）を記載の上、９月１３日（土）までに提出してください。（当該締切日までの通信日付印が押されていれば、期日までに提出されたものとみなします。）

４　意見提出上の注意事項
（１）提出される御意見等は日本語に限ります。
（２）電話での御意見等はお受けしませんので、御了承願います。また、提出されました御意見等に対して個別に回答はいたしかねますので、併せて御了承願います。
（３）提出されました御意見等については、住所（又は所在地）、個人の氏名（又は名称）、電話番号及び電子メールアドレスを除き公表される場合があります。

【内容についての問合せ先】
○　防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）
〒１６２－８８０１　東京都新宿区市谷本村町５－１
℡：０３－３２６８－３１１１（内線２６２１５）

【資料の入手方法】
○　意見募集の対象となる資料及び関連資料の入手方法については、
（１）電子政府の総合窓口「ｅ－Ｇｏｖ」（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント」欄に掲載
（２）防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）において配布

５　個人情報について
御意見等の提出又は内容の問合せにおいて取得した個人情報については、適正に管理し、御意見等の内容に不明な点があった場合の連絡や確認の際にのみ活用させていただきます。

別紙様式

# 意　見　書

令和　　年　　月　　日

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）　宛

住　　所※１：〒000－0000
〇〇県〇〇市〇〇〇〇

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　　名※１：〇〇〇〇
又は　株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇〇〇

電話番号※１：００－０００００－０００００

電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ※１：****@**.**.**

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

※１　住所、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）の記載は任意です。
※２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番としてください。複数ページにわたる場合はページ番号を記載してください。